

いまどき相談事例 —川崎市消費者行政センターからの注意喚起情報—

不用品の訪問買取りにご注意を！

【相談事例】

「不用品があれば何でも買い取る」と電話で言われ、古着を買い取ってもらう約束をした。来訪した事業者に「いらない貴金属はないか」としつこく言われ、仕方なく金のネックレスを買い取ってもらったが、安く売ってしまったと後悔している。ネックレスを取り戻したい。



アドバイス



- 訪問購入は、クーリング・オフが可能です。
- 突然訪問して買取りの勧誘をすることは禁止されています。
- クーリング・オフ期間中は、物品の引渡しを拒むことができます。
- 売却したくないのであれば、電話で誘われても、きっぱりと断りましょう。

消費生活で困ったことがあればご相談ください！

川崎市消費者行政センター



相談窓口電話番号 **044-200-3030**

相談時間

月～金曜日 9:00～16:00（金曜日は電話相談のみ 19:00 まで受付）

土曜日 10:00～16:00（土曜日は電話相談のみ受付）

* 日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

* 来所にてご相談希望の方は、事前に電話でご予約ください。

事例の解説

- 突然訪問した事業者に、貴金属を強引に買い取られたという相談が多く寄せられています。
- 事例のように、最初の電話では「何でも買い取る」と言われますが、来訪後「貴金属はないか」「査定だけでもさせてほしい」としつこく言われて、結果的に不本意な売却をしてしまった、品物を取り戻したいといったトラブルも発生しています。
- 消費者が売り手となるこのような契約は、**特定商取引法**で訪問購入として規制されています。
この法律では、
 - ① **消費者が事業者**に訪問購入を要請しない場合の勧誘の禁止（**不招請勧誘の禁止**）
 - ② **勧誘に先立った事業者名や来訪の目的等の明示**
 - ③ **契約書面の交付**（物品の種類や価格、契約解除に関する事項などを記載）
 - ④ 断っている消費者への**再勧誘の禁止**などが定められています。
ただし、買取り業者の勧誘電話については規制がありません。
- 訪問購入の場合、クーリング・オフ制度もあり、**契約書面を受け取ってから8日間は契約解除が可能です**。また、クーリング・オフ期間中は、物品の引渡しを拒むことができます。物品をしばらく手元に置いてもう一度冷静に考え直すこともできるのです。
- クーリング・オフをしたが、戻ってきた物品は自分の物ではないというトラブルもありますので、クーリング・オフ期間中はなるべく物品を渡さないようにしましょう。
- 「**身分証明書を見せる必要があるのか**」という相談も多くありますが、これは古物営業法に本人確認義務や記録義務が定められているためです。

消費生活で困ったことがあればご相談ください！

川崎市消費者行政センター



相談窓口電話番号 **044-200-3030**